

議員提出議案第1号

紀の川市議会基本条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年8月31日提出

紀の川市議会議長 村 垣 正 造 様

提出者	紀の川市議会議員	石井 仁
賛成者	紀の川市議会議員	並松 八重
〃	〃	阪中 晃
〃	〃	竹村 広明
〃	〃	堂脇 光弘
〃	〃	川原 一泰

提案理由

議会において必要な基本事項を定めるため。

紀の川市議会基本条例

令和 年 月 日
条例第 号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）
- 第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）
- 第4章 議会と市長等の関係（第8条—第11条）
- 第5章 議会の機能の強化（第12条・第13条）
- 第6章 議会の運営（第14条—第19条）
- 第7章 議員の政治倫理及び待遇等（第20条—第22条）
- 第8章 補則（第23条・第24条）

附則

憲法は、地方自治のあり方を定め、地方自治法によって地方公共団体の役割が定められている。地方自治は、地域のことを市民自らが考え、決定し、実行することにその精神がある。

市民の直接選挙により選ばれた議員で構成する市の最高意思決定機関である議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との緊張ある関係を保ちながら、立場及び権能の違いを踏まえて、二元代表制のもと、市政に対する市民の負託に応える責務を有している。

議会の役割は、地方公共団体の行政活動に対する監視機能及び立法機能にあり、地方自治の本旨を実現するため、その機能を十分発揮しなければならない。

平成12年4月、地方分権一括法が施行されて以来、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大し、市民の行政需要が増大する今日、地方議会もその果たすべき役割、重要性が増すことは明らかであり、紀の川市議会では、議会としての役割を最大限に果たすため、自ら改革に取り組んできた。

紀の川市議会は、市民の意思を代弁する合議制機関として、自ら公正性と透明性を保持するとともに、伝統ある歴史・文化を次代に引き継ぎ、市民参加と協働のもとで、市民福祉の増進に全力を尽くすことを決意し、議会の最も根幹となる支柱としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任あ

る活動により紀の川市のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表である議員により構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。

2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民に情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (4) 市政への市民参加を推進すること。
- (5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し議会審議等に係る情報を公開し、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。

る。

4 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。

(広報及び広聴の充実)

第7条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、多様な情報発信手段を用いて、議会活動について積極的な広報を行うものとする。

2 議員又は会派は、議会報告、意見交換、意見聴取等により市民の意見を把握するものとする。

第4章 議会と市長等の関係

(議員と市長等の関係)

第8条 議会審議における議員と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。

(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。

(重要な政策等の説明及び審議等)

第9条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)について、市長等に対し、その内容に応じ、適切な資料の提出及び説明を求めるものとする。

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする。

3 市長等は、議会から重要な政策等に関する資料の提出及び説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。

(予算及び決算における政策説明)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、施策別又は事業別の分かりやすい資料の提出及び説明を求めるものとする。

(決議等への対応)

第11条 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。

第5章 議会の機能の強化

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。

(大規模な災害等への対応)

第13条 議会は、大規模な災害等が発生した際には迅速かつ的確に対応するための体制の充実強化に努めるものとする。

第6章 議会の運営

(定例会の会期及び回数)

第14条 定例会の会期は、議案の審議等に当たり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。

2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。

(議員間の自由討議)

第15条 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。

2 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策提言、政策立案等を積極的に行うよう努めるものとする。

(委員会の活動)

第16条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。

(議員研修の充実)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会事務局)

第18条 議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(予算の確保)

第19条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理及び待遇等

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。

2 議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項は、別に条例で定める。

(議員定数)

第21条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮するものとする。

2 議員定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第22条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

第8章 補則

(他の条例との関係)

第23条 この条例は、議会の基本となる事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例との整合性を図るものとする。

(条例の検証及び見直し)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。